

大阪市水道局告示第62号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和6年10月25日

大阪市水道局長 谷 川 友 彦

金融機関名	店 舗 名	所 在 地		変更年月日
大阪シティ 信用金庫	志紀支店	変 更 前	大阪府八尾市志紀町2丁目45番 地	令和6年 11月5日
		変 更 後	大阪府八尾市志紀町3丁目45番 地の1	

（水道局総務部経理課）